

27消安第3545号

平成27年10月1日

一般社団法人日本青果物輸出入安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」の一部改正について

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成27年法律第30号）が平成27年10月1日から施行されること等に伴い、同日付けで「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成16年1月19日付け15消安第5249号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、お知らせします。

つきましては、貴会傘下の会員に対しこの内容について御連絡をお願いいたします。